



第45回

連年贈与による
相続税対策にメス！

令和3年度の税制改正では実現しませんでした。が、昨年2020年11月13日に開催された、第4回政府税制調査会(首相の諮問機関)において、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について議論されました。(親から子へ資産を受け継ぐ際にかかる税制)

(1) 贈与税と相続税の一体課税とは

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面があります。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界があります。諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等

により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられています。今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続税精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進めていくようです。

(2) 海外での現状

現在の日本の税制では、贈与額を毎年小分けにし、相続税の節税を図ることが可能です。しかし、今後「過去の贈与額を相続財産に加算する」ことで、節税できなくすることを考えています。

ちなみに、主要国におけるこの加算の制度がどのようになっているかという点、次のとおりです。

○ アメリカ(過去分すべて)

贈与税の税負担率表

| 贈与価額 | 一般贈与 | | 特例贈与(注1) | |
|-------|------|------|----------|------|
| | 税額 | 税負担率 | 税額 | 税負担率 |
| 万円 | 万円 | % | 万円 | % |
| 110 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 200 | 9 | 4.5 | 9 | 4.5 |
| 220 | 11 | 5.0 | 11 | 5.0 |
| 260 | 15 | 5.8 | 15 | 5.8 |
| 300 | 19 | 6.3 | 19 | 6.3 |
| 340 | 24.5 | 7.2 | 24.5 | 7.2 |
| 380 | 30.5 | 8.0 | 30.5 | 8.0 |
| 400 | 33.5 | 8.4 | 33.5 | 8.4 |
| 500 | 53 | 10.6 | 48.5 | 9.7 |
| 600 | 82 | 13.7 | 68 | 11.3 |
| 700 | 112 | 16.0 | 88 | 12.6 |
| 800 | 151 | 18.9 | 117 | 14.6 |
| 900 | 191 | 21.2 | 147 | 16.3 |
| 1,000 | 231 | 23.1 | 177 | 17.7 |

注1)20歳★以上(その年1月1日)の者が直系尊属から受ける贈与

注2)「一般贈与」・「特例贈与」の税額はその年の受贈金額が「一般贈与」のみ、または「特例贈与」のみである場合の金額とする。

★成人年齢の引き下げにより2022(令和4)年4月1日以後は18歳となる。

(3) これからの対応

「税制改正大綱」には、最後に「本格的な検討を進める」と書いてあるだけで、具体的なことは記載されていません。

そのために、多少の期間は「暦年贈与を繰り返すことによる相続税の節税」が可能です。できるだけ早く贈与をおこなうことで、確実な節税を図っていたければと思います。

贈与と贈与税の実効税率の関係は左記の通りです。

もちろん、「いくら贈与をした方が得なのか？」は本人が亡くなった時の相続財産などの状況次第なので、現時点では明確には言えないかも知れません。

特に、贈与税と相続税の一体課税が始まるのが予想されるので、ここ数年の贈与額は「ある程度踏み込んだ額」にすることが重要です。

(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤

Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
URL / http://www.office-m.co.jp/

あなたの経営羅針盤

「オフィスミツヒロ」は、税務ほか経営のあらゆる局面をサポート。お客様の夢を実現するために、真のパートナーシップをめざします。

税務会計業務 / コンサルティング業務
ファイナンシャル業務 / 事業承継対策業務